

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

**第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル**

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問い合わせ
- ②給付金などの請求のお手続き
- ③生存給付金受取人の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」、「生存給付金等の円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>



年2回、「**ご契約内容のお知らせ**」を郵送します。

*1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降に郵送します。

ご検討、お申し込みの際には、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。

あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

くしおり・約款用>



この保険商品のご検討の際には、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約(契約の主体はお客さまと保険会社になります)であり、お客さまからのお申し込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店(みずほ信託銀行)の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者(生命保険募集人)に関するお問い合わせは、照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500(大代表)]までご連絡ください。

ご確認ください

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置*1が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時に約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約(再保険を除く)のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%*2となっています。(2020年2月現在)
- 「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構(Tel03-3286-2820・月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。
- *1 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることとしています。
- *2 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90%であり、保険金・給付金などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。たとえば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申し込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店(みずほ信託銀行)からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 保険商品は、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とならないので元本の保証はありません。
- みずほ信託銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申し込みをされてもお申し込みをされなくても、みずほ信託銀行とお客さまとの間の銀行取引(ご融資やご預金など)にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ信託銀行で保険のお申し込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

[募集代理店]

[引受保険会社]

みずほ信託銀行株式会社



第一フロンティア生命保険株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
大崎ウィズタワー

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

2024年4月版

©B19F0355(2020.1.27)F5222-03 '20年3月作成 ラ

プレミアストーリー-M2

2020年4月版



米ドル建



豪ドル建

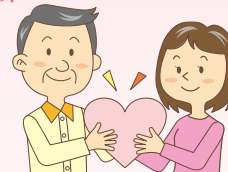
生存給付金付養老保険(通貨指定型)

大切な資産を“活かす”2つのプラン

かんたん 生前贈与プラン P1へ

- ☒ 贈与に必要な手続きは簡単にしたい
- ☒ 贈与税の基礎控除を活用したい

毎年、家族のよろこぶ顔がみたい



- ☒ ニーズの変化に柔軟に対応したい

家族に
贈与する

生前贈与プラン

途中で
コース変更

自分
でつかう

自分年金プラン

たのしみ 自分年金プラン P9へ



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申し込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

MIZUHO

みずほ信託銀行



第一フロンティア生命
第一生命グループ

*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金・満期保険金の受取人に指定するプランです。

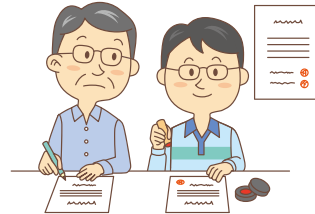
暦年贈与	暦年課税のしくみを用いた贈与を「暦年贈与」といいます。
暦年課税	1年間の贈与についてまとめて課税する方法で、贈与を受ける人1人につき年間110万円以下なら贈与税がかかりません。

一般的な暦年贈与の対応

1 贈与契約書の作成



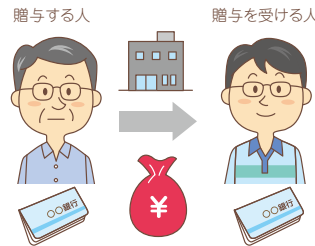
贈与の記録を残すため、「贈与契約書」の作成が必要



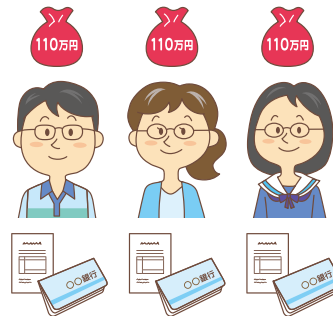
2 振込手続き



振込手続きが必要



3 1人ずつの手続き

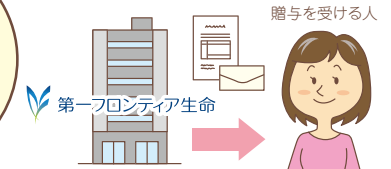


プレミアストーリーM2を活用しているAさん

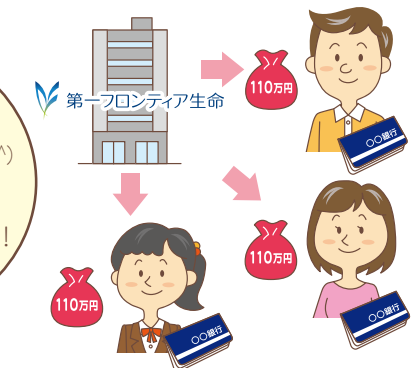
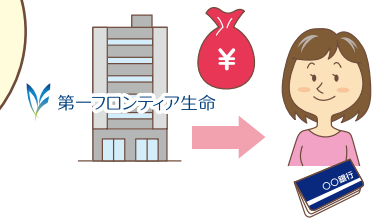
Aさん



第一フロンティア生命が発行する
お支払通知
贈与の記録として利用可能



第一フロンティア生命が
お振り込み



*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金・満期保険金の受取人に指定するプランです。

1 できること 一時払保険料の 全額を贈与できます。

- 生存給付金・満期保険金の金額は、
契約時に外貨建で確定します。

2 できること 贈与(受取)回数は 最短5回から選択 できます。

- 5・7・10・15・20・25・30回
*ご契約時の金利情勢や、被保険者の年齢・性別により、
選択できない受取回数があります。
- 1回目の生存給付金は、契約後
すぐに受け取れます。

3 できること 3人まで 同時に贈与できます。

*契約者と被保険者が別人の場合、1契約で贈与できるのは被保険者の1人です。

- 生存給付金・満期保険金の受取人および受取割合は、
変更できます。▶P15
- 贈与する金額の上限額をあらかじめ指定できます。▶P5

生前贈与プランなら…



を贈与できます

円貨でお受け取りの
為替相場の変動により、
受取額が変動します。

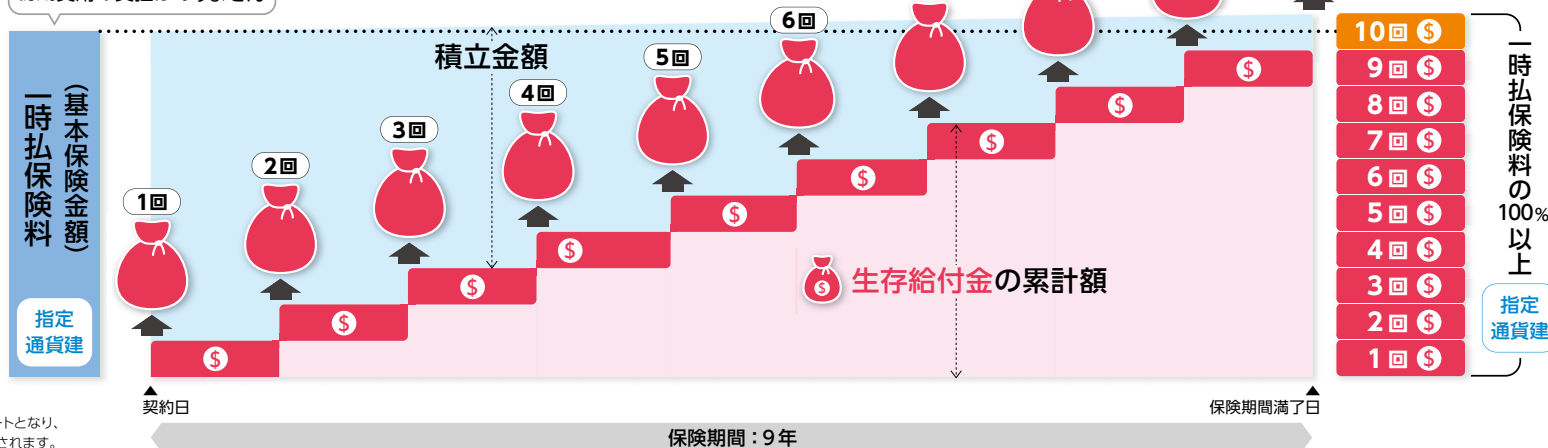
*下記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額、積立金額などを保証するものではありません。

しくみ図(イメージ) 受取回数10回を選択した場合

指定通貨入金の場合	
払込通貨	指定通貨
米ドル	米ドル
豪ドル	豪ドル
「保険料円貨入金特約」付加*	
払込通貨	指定通貨
円	米ドル
	豪ドル
「保険料外貨入金特約」付加*	
払込通貨	指定通貨
米ドル	豪ドル
豪ドル	米ドル

*適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定のレートとなり、
毎営業日、第一フロンティア生命のホームページに公表されます。

初期費用の負担はありません



受取回数(保険期間)	5回(4年)	7回(6年)	10回(9年)	15回(14年)	20回(19年)	25回(24年)	30回(29年)
男性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳
女性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～89歳	0～84歳

死亡保険金・遺族年金について

保険期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金および遺族年金をお支払いします。▶P13〈契約例①〉および▶P19



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動「死亡保険金、遺族年金、遺族年金の一括受取金、およびそれまでの生存給付金の合計額」など

などによって損失が生じるおそれがあります。なお、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。▶P24～26

贈与税には、**贈与を受ける人1人につき毎年110万円**までの基礎控除があります。

原則として1月1日から12月31日の1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

*合計額が110万円を超える場合は必ず贈与税の申告が必要です。

- ・「相続時精算課税制度」を選択されている場合、同じ贈与者からの贈与について年間110万円の基礎控除の適用を受けることはできません。
- ・相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前3年間の贈与は、相続税の課税対象となります。

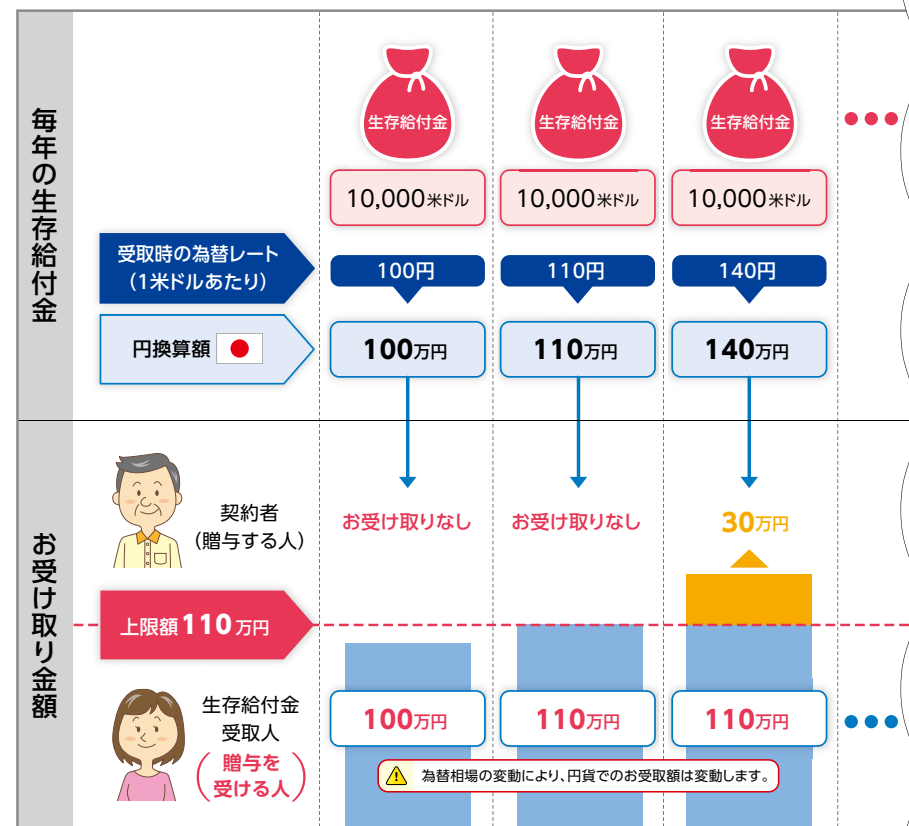
「生存給付金・満期保険金の上限額」の設定

- 生存給付金・満期保険金の**円換算額の上限額**を指定できます(10万円以上)。

⚠ 生存給付金・満期保険金を円貨で受け取る「生存給付金等の円貨支払特約」を付加した場合に限り、指定できます。

- 上限額を超えた金額は、契約者にお受け取りいただけます。
- **たとえば、毎年の贈与額を基礎控除(110万円)以下に抑えることが可能です。**

【イメージ図】生存給付金額が10,000米ドルで、指定上限額を**110万円**に設定した場合



*複数の生存給付金受取人を指定する場合、受取人ごとに異なる上限額は指定できません。

生存給付金などの請求手続き

ご契約時(初回)

生存給付金受取人
(贈与を受ける人)



ご契約のお申し込みと一緒に、
請求のお手続きをしてください



*お申し込みと同時に請求がなかった場合は、ご契約手続き完了後に
第一フロンティア生命より生存給付金受取人へ請求書類を郵送します。

ご指定の口座でお受け取り

*ご契約手続き完了日の翌日、または不備のない請求書類が第一フロンティア生命に到着した日の翌日のいずれか遅い日から
起算して5営業日以内にお支払いします。

⚠ 契約者は、必ず事前に、指定した生存給付金受取人(贈与を受ける人)に受け取りについてご説明いただき、了解を得てください。

翌年以降(2回目以降)

契約者
(贈与する人)



契約応当日の3ヵ月前を目処に
事前案内を送付します



生存給付金受取人(贈与を受ける人)や、「生存給付金・満期保険金の上限額」に
変更がないか、などを確認させていただきます。

契約内容の変更がなければ、
お手続きは不要です



生存給付金受取人
(贈与を受ける人)



契約応当日の2ヵ月前を目処に
事前案内を送付します



請求手続きは不要です



ご指定の口座でお受け取り

*口座入金予定日は、原則「契約応当日の2営業日後」となります(お受取金融機関によって異なる場合があります)。

⚠ 上記手続きについて、将来変更となる可能性があります。

贈与についてのQ&A

贈与者	贈与する人
受贈者	贈与を受ける人

ここに記載の税務のお取り扱いとは2020年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

Q1 暦年課税の基礎控除額は、
贈与する人(=贈与者)1人につき、年間110万円ですか？

A1 いいえ。
贈与を受ける人(=受贈者)1人につき、年間110万円となります。

Q2 「プレミアストーリーM2」の生存給付金・満期保険金について、
税務上の贈与日はいつになりますか？

A2 初回の生存給付金は契約日(一時払保険料が第一フロンティア生命に着金した日)、
2回目以降は毎年の契約応当日が税務上の贈与日となります。
また、満期保険金は保険期間満了日の翌日が贈与日となります。
*贈与日は、生存給付金の請求書類を第一フロンティア生命に返送する日にかかわらず、上記のとおりとなります。

Q3 すでに他の手段や生命保険で贈与を受けている場合、
特に注意すべきことはありますか？

A3 それらも、1年間に贈与を受けた財産の価額として合算されます。
年間110万円の基礎控除は合算された金額で判定されますので、ご注意ください。

Q4 「生存給付金・満期保険金の上限額」を指定する際、
特に注意すべきことはありますか？

A4 生存給付金受取人に指定した人に、「他の手段や生命保険で贈与を受けていないか」を
必ず確認してください。Q3に記載のとおり、他に贈与を受けた財産の価額と合算して
「基礎控除110万円を超えてしまった」等にならないよう、ご注意ください。

Q5 「相続時精算課税制度」を選択している場合は
どうなりますか？

A5 一度この制度を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について年間110万円の
基礎控除の適用を受けることはできません。

Q6 被保険者が亡くなる前3年間の贈与は、
相続税の課税対象になりますか？

A6 受贈者が相続または遺贈(遺言によって遺言者の財産を贈与すること)によって
財産を取得した場合、相続開始前3年間の贈与は、相続税の課税対象になります。
*課税対象になった贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、対象となった人の相続税の計算上、控除されます。

Q7 「法定相続人ではない孫」を
生存給付金受取人(=受贈者)に指定した場合の
税務上の注意点を教えてください。

A7 以下のとおりとなります。

① 死亡保険金受取人も「孫」の場合
孫が死亡保険金を受け取るため、被保険者が亡くなる前3年間の贈与は相続税
の課税対象になります(Q6をご参照ください)。
また、孫が受け取る死亡保険金に生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)
は適用されず、孫の相続税は2割加算されます。

② 死亡保険金受取人が「子」など、孫以外の場合
孫に他に相続した財産がなければ、被保険者が亡くなる前3年間の贈与は、
相続税の課税対象となりません。
*ただし、他の生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合など、孫が取得する相続財産がある場合は、
相続税の課税対象になります。

Q8 「プレミアストーリーM2」による贈与は、
「定期贈与」※に該当しませんか？

※たとえば、「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束のもとに行われる贈与です。
この場合、約束した年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利」に対して贈与税がかかります。

A8 該当しません。理由は以下のとおりとなります。

- ① 生存給付金・満期保険金のお受け取りが確定していないこと
*生存給付金は毎年の契約応当日、満期保険金は保険期間満了時に、それぞれ被保険者
が生存している場合に支払われます(被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人
に死亡保険金・遺族年金が支払われ、以降の生存給付金・満期保険金のお支払いは
ありません)。
- ② 生存給付金受取人の変更が可能であること



*契約者自身を、生存給付金・満期保険金の受取人に指定するプランです。 *年金のように毎年受け取ることができるため、「自分年金」と表現しています。

1 生きている限り、必ずかかる生活費

平均支出 約**22.5**万円(月額)

〈内訳〉

食費	5.6万円	保健医療費	1.2万円
住居費	1.6万円	交通・通信費	2.2万円
光熱水道費	1.8万円	教育・教養娯楽費	2.1万円
家具・家事用品費	0.8万円	その他(交際費等)	4.4万円
被服・履物費	0.5万円	税・社会保険料等	2.3万円

ふつうの生活をしてても、必ずかかる費用ってあるわね…



公共料金・税金など

年金収入だけでは赤字だわ…

一方、平均収入は…

公的年金を主として 約**18.5**万円(月額)

*世帯主が65歳以上の無職世帯の場合
総務省統計局「家計調査 家計収支編」(2018年)

2 ますます長くなる老後

日本人の平均寿命は…

男性 81.25歳

女性 87.32歳です。

厚生労働省「簡易生命表」(平成30年)

参考:100歳以上の男女の数(2019年)

男性 8,463人

女性 62,775人

厚生労働省「男女別百歳以上高齢者数の年次推移」(令和元年)

平均余命は…

(○歳の人が今後生きられると予測される平均の年数)

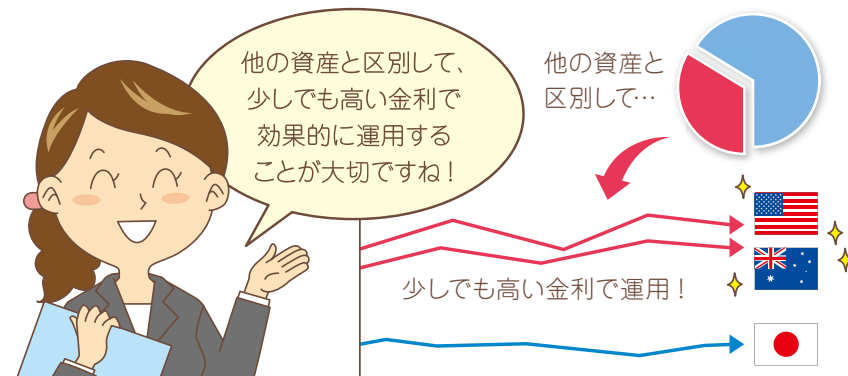
現在の年齢	男性	女性
60歳	24年	29年
65歳	20年	25年
70歳	16年	20年
75歳	12年	16年
80歳	9年	12年
85歳	6年	8年

厚生労働省「簡易生命表」(平成30年)をもとに小数第1位を四捨五入して表示

長生きできたらうれしい…でも、上の①を資産から取り崩していくだけだと、いつか底をついてしまいそう…



3 資産の“寿命”も、のばしましょう



“ふやしながら、つかう”メリット

2,000万円から毎月12万円(毎年144万円)ずつ使った場合

運用
しなかった

13年11ヵ月で使い切ります。

年1%で
運用

14年12ヵ月まで使えます！

年3%で
運用

17年12ヵ月まで使えます！！

長く！
金利って大事ね！！

さらに長く！！

*2,000万円から毎月約12万円(※)〈年間約144万円〉を取り崩した場合のシミュレーションです。税金・手数料等は考慮しておりません。

※世帯主が65歳以上の無職世帯の生活費4項目(食費・光熱水道費・交通・通信費、税・社会保険料等)の合計金額(万円未満四捨五入)

総務省統計局「家計調査 家計収支編」(2018年)

*契約者ご自身を、生存給付金・満期保険金の受取人に指定するプランです。
*年金のように毎年受け取ることができるため、「自分年金」と表現しています。

できること

1

ふやして受け取れます。

- 外貨の金利で確実にふやします。
- 生存給付金・満期保険金の金額は、契約時に外貨建てで確定します。

できること

2

契約後すぐに受け取れます。

- 1回目の生存給付金は、契約後すぐに受け取れます。
- 毎年のお受け取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。

⚠ 為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

できること

3

ご自身が万一の場合でも受け取りをリレーできます。

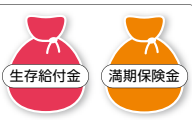
- あらかじめ指定されたご家族が、引き続き、受け取れます。

▶P14 〈契約例②③〉

自分年金プランなら…



がご自身で



を受け取れます

*ご契約時の金利情勢や、被保険者の年齢・性別により、選択できない受取回数があります。

*下記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額、積立金額などを保証するものではありません。

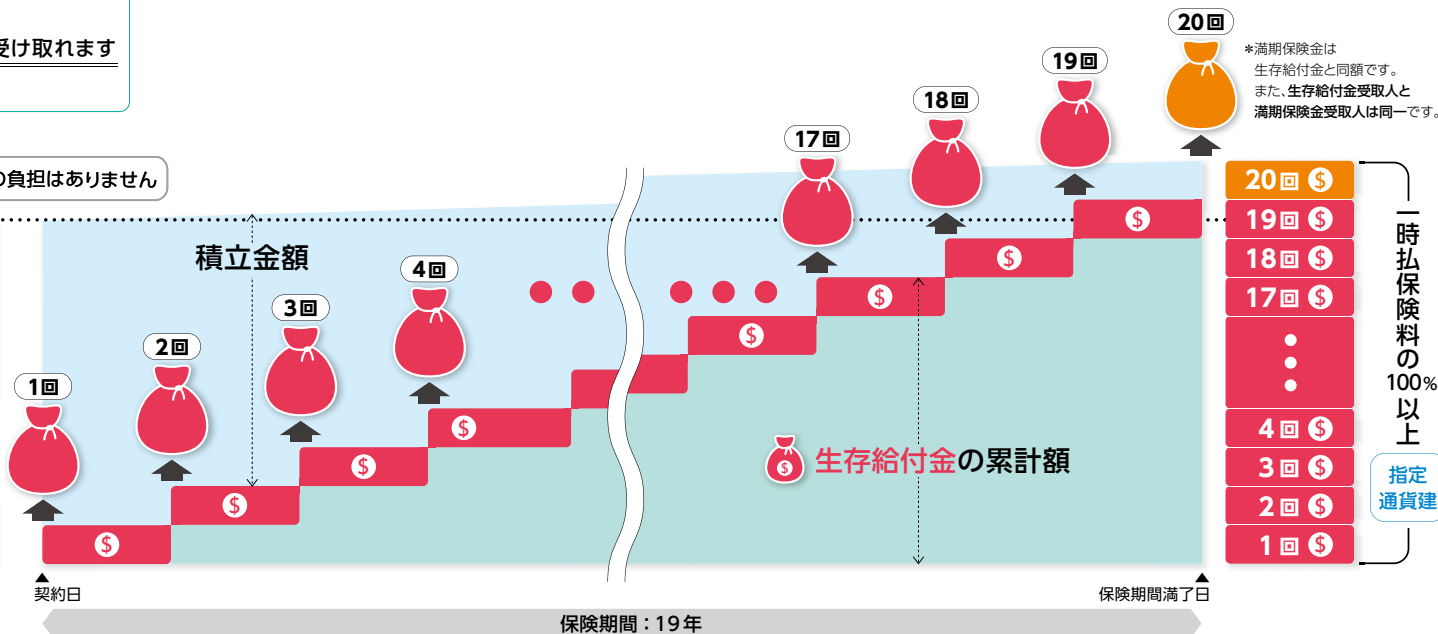
しくみ図(イメージ) 受取回数20回を選択した場合

指定通貨入金の場合	
払込通貨	指定通貨
米ドル	米ドル
豪ドル	豪ドル
「保険料円貨入金特約」付加*	
払込通貨	指定通貨
円	米ドル
	豪ドル
「保険料外貨入金特約」付加*	
払込通貨	指定通貨
米ドル	豪ドル
豪ドル	米ドル

*適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定のレートとなり、毎営業日、第一フロンティア生命のホームページに公表されます。

初期費用の負担はありません

一時払保険料
(基本保険金額)
指定通貨建



保険期間：19年

死亡保険金・遺族年金について

保険期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金および遺族年金をお支払いします。▶P14 〈契約例②③〉および▶P19



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動「死亡保険金、遺族年金、遺族年金の一括受取金、およびそれまでの生存給付金の合計額」など

などによって損失が生じるおそれがあります。なお、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。▶P24~26

死亡保険金・遺族年金について

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金および遺族年金をお支払いします。
- 外貨建の死亡保険金、遺族年金、およびそれまでの生存給付金の合計額は、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 死亡保険金額・遺族年金額は以下のとおりです。

	被保険者の死亡時期(契約日から起算)	
	2年以内	2年経過以後
死亡保険金額	満期保険金などに充てる積立金*	満期保険金と同額
遺族年金額	生存給付金と同額	

*被保険者が死亡されたときの金額で、満期保険金額を下回ります。ただし、この場合でも「外貨建の死亡保険金、遺族年金、およびそれまでの生存給付金の合計額」は、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

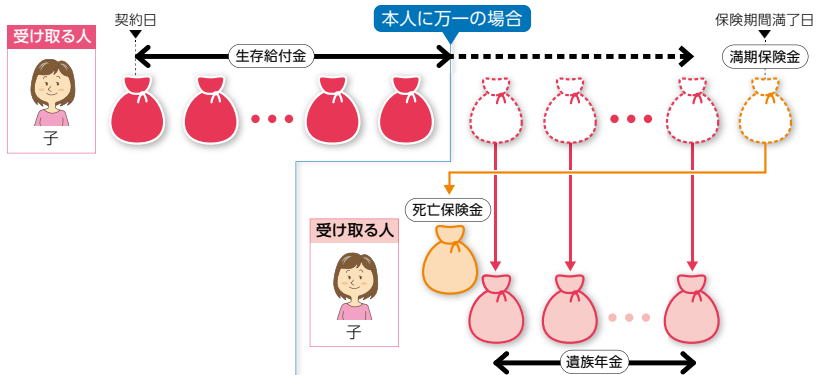
契約形態による死亡保険金などのお受け取り例



以下の〈契約例〉①～③において、契約者と被保険者が同一人、かつ死亡保険金受取人(遺族年金受取人)が別人の場合、死亡保険金および遺族年金を受け取る権利(年金受給権)の評価額が相続税の対象となります。
受取人が相続人である場合、この年金受給権の評価額は、死亡保険金額と同様、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)が適用されます。

〈契約例①〉生前贈与プラン

契約者	本人	被保険者	本人	生存給付金受取人	子	死亡保険金受取人(遺族年金受取人)	子
-----	----	------	----	----------	---	-------------------	---

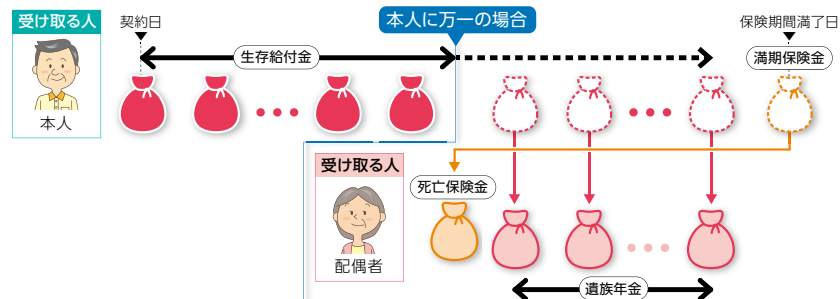


- 満期保険金にかえて、死亡保険金をお支払いします。
- 生存給付金の未受取分があれば、それらにかえて遺族年金をお支払いします。

- ご自身が万一の場合でも、**受け取りをリレー**できます。

〈契約例②〉自分年金プラン 2人でリレー

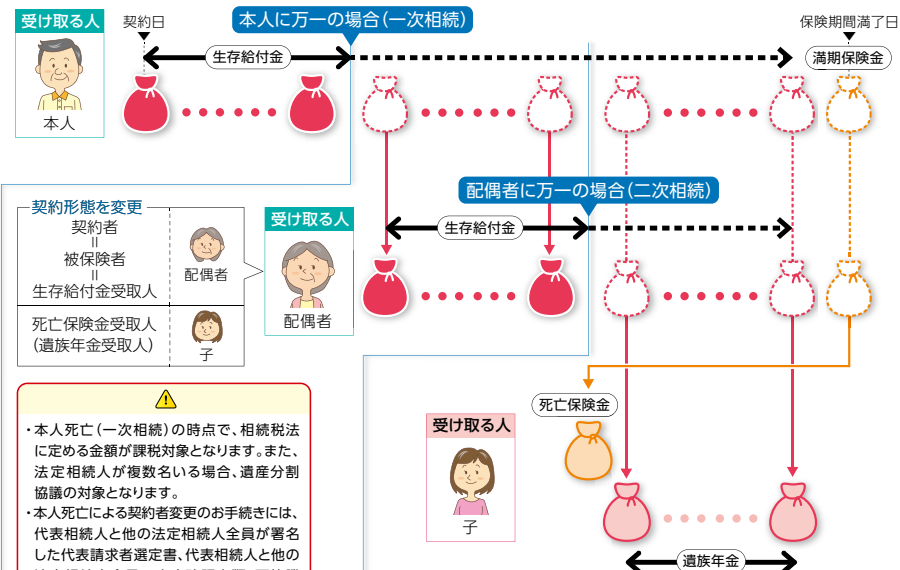
契約者	本人	被保険者	本人	生存給付金受取人	本人	死亡保険金受取人(遺族年金受取人)	配偶者
-----	----	------	----	----------	----	-------------------	-----



- 満期保険金にかえて、死亡保険金をお支払いします。
- 生存給付金の未受取分があれば、それらにかえて遺族年金をお支払いします。

〈契約例③〉自分年金プラン 3人でリレー

契約者	本人	被保険者	配偶者	生存給付金受取人	本人	死亡保険金受取人(遺族年金受取人)	本人
-----	----	------	-----	----------	----	-------------------	----



契約形態を変更
契約者 配偶者
被保険者 配偶者
生存給付金受取人 配偶者
死亡保険金受取人(遺族年金受取人) 子

・本人死亡(一次相続)の時点で、相続税法に定める金額が課税対象となります。また、法定相続人が複数名いる場合、遺産分割協議の対象となります。
・本人死亡による契約者変更のお手続きには、代表相続人その他の法定相続人全員が署名した代表請求者選定書、代表相続人その他の法定相続人全員の本人確認書類、戸籍謄(抄)本などが必要となります。

- 満期保険金にかえて、死亡保険金をお支払いします。
- 生存給付金の未受取分があれば、それらにかえて遺族年金をお支払いします。

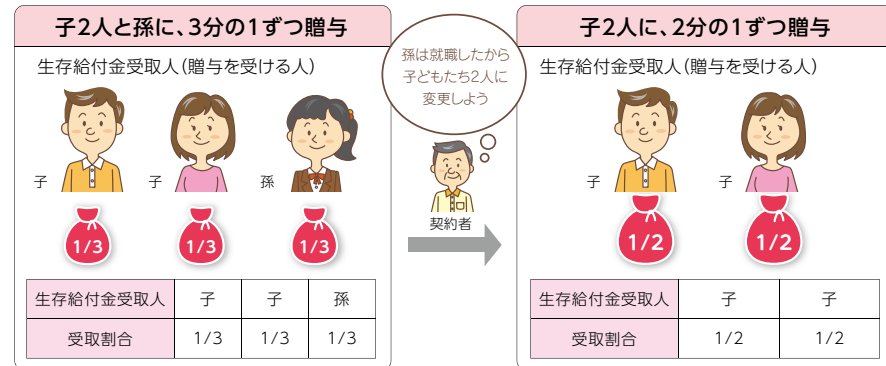
かんたん
生前贈与プラン

たのしみ
自分年金プラン

保険期間中に、 生存給付金受取人や受取割合を 変更できます。

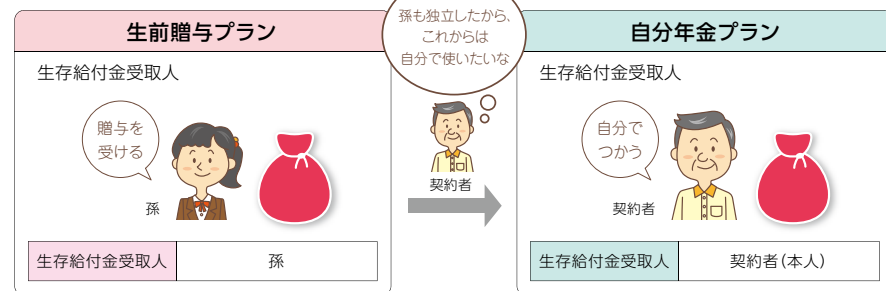


〈変更例①〉生前贈与プラン 贈与を受ける人・贈与割合を変更

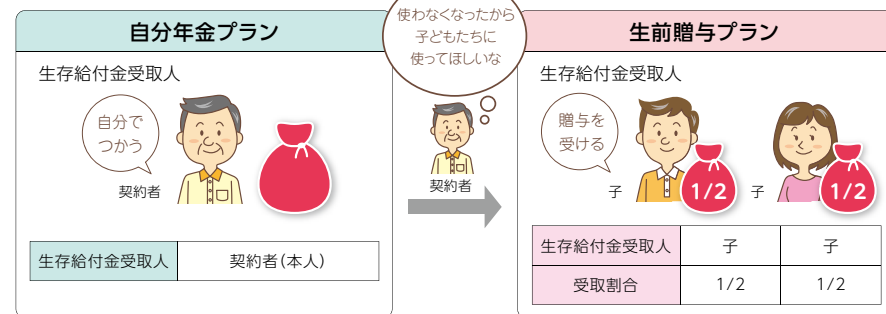


*受取割合は、生存給付金受取人(満期保険金受取人)ごとに1%きざみで指定できます。

〈変更例②〉プランを変更



〈変更例③〉プランを変更



*生存給付金受取人(満期保険金受取人)は、被保険者の同意を得て、変更できます。

1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。

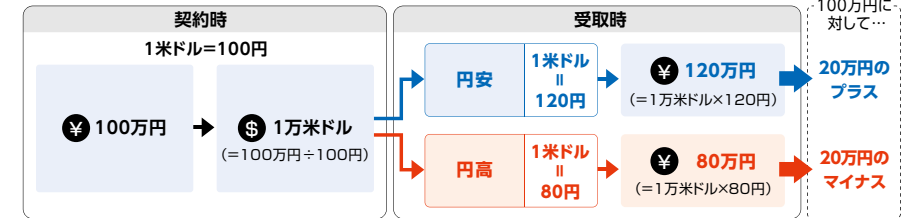


2 “円ベース”での保証はありません。

為替リスク

この商品は外貨建のため、生存給付金・満期保険金および死亡保険金・遺族年金の合計額は、**円ベースで元本割れすることがあります**。

〈為替の影響の例〉*実際にお取り扱いできる金額とは異なります。



3 解約・減額した場合、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料を下回ることがあります。

市場価格調整

解約控除

〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉



*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「積立利率」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉

男性、75歳、指定通貨：米ドル、受取回数：10回(保険期間：9年)、積立利率：1.20%、一時払保険料：100,000米ドル

経過年数	解約返還金額+受取累計額(米ドル)	
	解約時の積立利率の変動幅	
	1.0%上昇	1.0%低下
1年	91,705	96,647
3年	① 97,653	② 100,344
5年	101,913	103,007
9年	105,331	105,331

経過年数3年の金額(解約控除も加味)

① 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%上昇した場合

一時払保険料 100,000米ドル > 解約返還金額+受取累計額 97,653米ドル

② 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%低下した場合

一時払保険料 100,000米ドル < 解約返還金額+受取累計額 100,344米ドル

*上記の前提条件である、受取回数10回(保険期間9年)の場合、解約控除率は、経過年数(1年未満)5.70%から(8年以上9年未満)0.00%まで1年ごとに低下していきます。

*上表に記載の「受取累計額」は、それまでの生存給付金の合計額です。また、「解約返還金額+受取累計額」は、経過年数ごとの給付金支払日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切り捨てて表示しています。

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「生存給付金付養老保険（通貨指定型）」です。

■この冊子では、わかりやすさの観点からつぎのとおり表記しています。

生存給付金受取人（満期保険金受取人）	この冊子での表記
契約者以外を指定	生前贈与プラン
契約者ご自身のみを指定	自分年金プラン

■また、「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
生存給付金および遺族年金の支払のための積立金	生存給付金などに充てる積立金
満期保険金および死亡保険金の支払のための積立金	満期保険金などに充てる積立金

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、契約日における積立利率などに基つき、将来の生存給付金額および満期保険金額が、ご契約時点において外貨建で確定する保険料一時払方式の外貨建の定額養老保険です。
- 通貨の種類は、米ドルまたは豪ドルで、ご契約のお申し込みの際に1つ指定いただけます。
- 生存給付金と満期保険金を合わせた受取回数を5回、7回、10回、15回、20回、25回、30回からご契約の際に選択できます。
- 契約日および毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、生存給付金をお支払いします。また、保険期間満了時に被保険者が生存している場合には、満期保険金をお支払いします。
- 生存給付金額と満期保険金額は同額です。
- 外貨建の生存給付金および満期保険金の合計額は、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

- 積立利率とは、積立金（一時払保険料をもとに積み立てるお金）に適用される利率のことで、毎月2回（1日と16日）、通貨および保険期間ごとに設定されます。積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きします。▶P28
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

受取回数（保険期間）	指標金利（通貨ごと）
5回（4年）・7回（6年）	3年金利スワップレート
10回（9年）	5年金利スワップレート
15回（14年）	5年金利スワップレートと10年金利スワップレートの平均値
20回（19年）・25回（24年）	10年金利スワップレート
30回（29年）	10年金利スワップレートと15年金利スワップレートの平均値

- この保険の積立金額は、「生存給付金などに充てる積立金」と「満期保険金などに充てる積立金」の合計額となります。

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いし、以後、毎年の契約応当日に遺族年金をお支払いします。▶P19

- 商品のしくみ図（イメージ）については ▶P3-4 ▶P11-12 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。なお、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や「死亡保険金、遺族年金、遺族年金の一括受取金、およびそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。▶P24～26

4 保障内容について

生存給付金・満期保険金

- 契約日および毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合には、生存給付金をお支払いします。また、保険期間満了時に被保険者が生存している場合には、満期保険金をお支払いします。

* 生存給付金受取人と満期保険金受取人は同一です。

- 生存給付金額と満期保険金額は同額で、基本保険金額および契約日における積立利率などに基づき算出されます。

- 生前贈与プランで、「生存給付金等の円貨支払特約」を付加した場合に限り、円貨の上限額を指定できます(以下、「生存給付金・満期保険金の上限額」といいます)。これにより、各生存給付金受取人にお支払いする生存給付金・満期保険金の円換算額が上限額を超えた場合、超過した額を契約者にお支払いします。

死亡保険金・遺族年金

- 被保険者が死亡した場合、死亡保険金および遺族年金をお支払いします。

* 死亡保険金受取人と遺族年金受取人は同一です。

- 遺族年金は、被保険者が死亡された日の直後に到来する契約応当日からお支払いします。

* 最後の契約応当日以後に被保険者が死亡された場合には、遺族年金のお支払いはありません。

- 外貨建の死亡保険金、遺族年金、およびそれまでの生存給付金の合計額は、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

- 死亡保険金額・遺族年金額は、以下のとおりです。

	被保険者の死亡時期(契約日から起算)	
	2年以内	2年経過以後
死亡保険金額	満期保険金などに充てる積立金*	満期保険金と同額
遺族年金額	生存給付金と同額	

* 被保険者が死亡されたときの金額で、満期保険金額を下回ります。ただし、この場合でも「外貨建の死亡保険金、遺族年金、およびそれまでの生存給付金の合計額」は、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

生存給付金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

5 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 ご契約のお取り扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 各払込金額)	最低	指定通貨で 入金する場合	米ドル 50,000米ドル	豪ドル 50,000豪ドル				
		「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 500万円					
		「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 50,000米ドル					
			払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 50,000豪ドル					
* 保険料の払込単位は、円：1万円、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル。								
*ご契約時の金利情勢など によっては、お取り扱い できない指定通貨・ 受取回数(保険期間)が あります。	最高	9億円相当額※						
		※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている 場合、基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。						
受取回数(保険期間) および 契約年齢		受取回数(保険期間)	5回(4年)	7回(6年)	10回(9年)	15回(14年)	20回(19年)	
		契約年齢	男性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳
			女性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳
		受取回数(保険期間)	25回(24年)	30回(29年)				
		契約年齢	男性	0～85歳	0～80歳			
			女性	0～89歳	0～84歳			
		* 契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢です。 * 契約後の受取回数の変更は取り扱いません。						
生存給付金受取人 (満期保険金受取人)		生前贈与プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 * 3人まで指定できます。ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、 被保険者1人のみ指定可能です。					
		自分年金プラン	ご契約者					
		* 生存給付金受取人(満期保険金受取人)は、被保険者の同意を得て、変更できます。						
死亡保険金受取人 (遺族年金受取人)		被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 * 上記の該当者がいない、あるいはご高齢であるなど合理的な理由がある場合は、4～6親等の血族を 指定することも可能です。						
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。						
「生存給付金・満期保険金の 上限額」設定		10万円以上(1万円単位) * 上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまで お申し出ください。						
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。						
遺族年金の一括受取		遺族年金のお受け取りにかえて、遺族年金の一括受取金をお受け取りいただけます。						
増額		取り扱いません。						
減額		被保険者が生存している場合に限り、基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が30,000米ドル・豪ドル以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。						
契約者貸付		取り扱いません。						

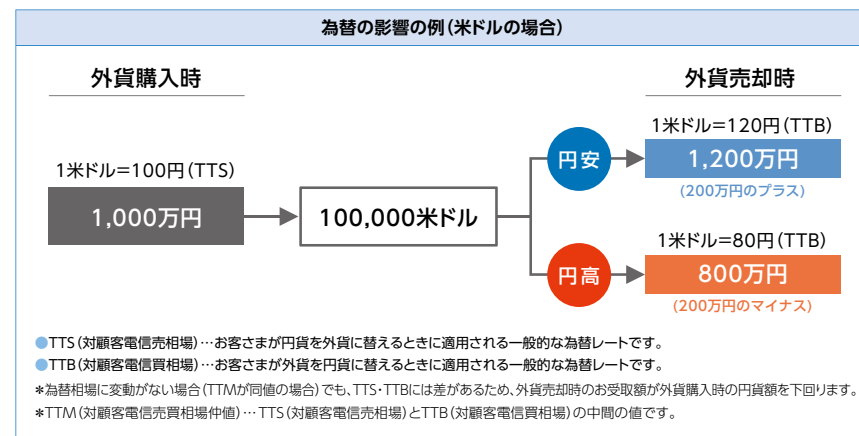
7 付加できる特約について

■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお支払いいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。						
保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお支払いいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。						
円貨支払特約	■死亡保険金、解約返還金、遺族年金の一括受取金などを円貨で受け取ることができます。 ■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。						
生存給付金等の 円貨支払特約	■生存給付金、満期保険金、遺族年金を円貨で受け取ることができます。 ■この特約は、生前贈与プランで複数の生存給付金受取人を指定する場合、すべての受取人に適用されます。 ■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。 ■生前贈与プランで、この特約を付加した場合に限り、「生存給付金・満期保険金の上限額」を指定できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、以下の日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。 <table border="1"> <tr> <td>生存給付金</td><td>契約日および毎年の契約応当日</td></tr> <tr> <td>遺族年金</td><td>毎年の契約応当日</td></tr> <tr> <td>満期保険金</td><td>保険期間満了日の翌日</td></tr> </table>	生存給付金	契約日および毎年の契約応当日	遺族年金	毎年の契約応当日	満期保険金	保険期間満了日の翌日
生存給付金	契約日および毎年の契約応当日						
遺族年金	毎年の契約応当日						
満期保険金	保険期間満了日の翌日						

8 為替リスクについて

■くわしくは▶P26▶をご参照ください。



9 解約返還金額および遺族年金の一括受取金額について

■【被保険者の死亡前】

解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \left[\text{満期保険金などに充てる積立金額} + \left[\text{生存給付金などに充てる積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] \right] - \text{解約控除の額}$$

*「満期保険金などに充てる積立金額」に市場価格調整は適用されません。

■【被保険者の死亡以後】

遺族年金の一括受取金額は、つぎの算式により計算されます。

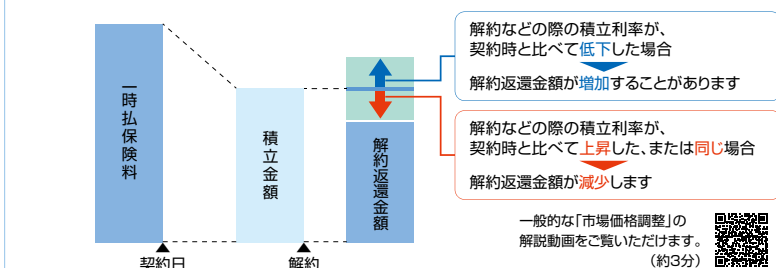
$$\text{遺族年金の一括受取金額} = \left[\text{一括払請求日における未払遺族年金の現価} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] - \text{解約控除の額}$$

*遺族年金の一括払の請求は、最後の契約応当日の前日までに限ります。

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返還金額や遺族年金の一括受取金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額や遺族年金の一括受取の際の市場金利に応じて金額が増減します。

解約返還金額の増減のイメージ(解約控除前)



*「満期保険金などに充てる積立金額」に市場価格調整は適用されません。
*遺族年金の一括受取の場合は、「積立金額」を「未払遺族年金の現価」、
「解約返還金額」を「遺族年金の一括受取金額」に置き換えたイメージとなります。

■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}^{*1}}{1 + (\text{解約返還金計算日または遺族年金の一括払請求日の積立利率})^{*2} + 0.50\%^{*3}} \right] \times \text{調整年数}^{*4}$$

*解約返還金計算日および遺族年金の一括払請求日は、請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)とします。

- *1 解約返還金計算日または遺族年金の一括払請求日にこの保険に適用されている積立利率とします。
- *2 解約返還金計算日または遺族年金の一括払請求日を契約日とし、この保険と同一の通貨などが指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている保険期間と同一の期間に適用される積立利率とします。
- *3 直前の積立利率の設定日から解約返還金計算日または遺族年金の一括払請求日までの期間の金利変動(金利上昇、運用資産の売買価格差)などを考慮して当社が設定しています(実際の金利変動にかかわらず、一律に「0.50%」が適用されます)。
「ご契約のしおり・約款」に、より詳しい説明およびイメージ図を記載しておりますので、あわせてお読みください。
- *4 保険期間の満了日までの月数などに基づいて計算します。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} (\text{▶P24・25} \text{ をご参照ください})$$



- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金とお支払いした生存給付金の合計額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

10 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P24～26 をご参照ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

死亡保険金を支払うための費用を、死亡保険金の支払事由の発生前において、積立金から控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

ご契約を解約・減額する場合や、遺族年金の一括受取を行う場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は ▶P25 参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

▶ 次ページへ

解約控除率

経過年数：10年未満

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
受取回数 (保険期間)	5回 (4年)	2.25%	1.00%	0.25%	0.00%	—	—	—	—	—
	7回 (6年)	3.50%	2.24%	1.26%	0.56%	0.14%	0.00%	—	—	—
	10回 (9年)	5.70%	4.36%	3.20%	2.22%	1.42%	0.80%	0.35%	0.08%	0.00%
	15回 (14年)	5.70%	4.85%	4.08%	3.37%	2.73%	2.15%	1.65%	1.21%	0.84%
	20回 (19年)	5.70%	5.08%	4.50%	3.95%	3.44%	2.97%	2.53%	2.12%	1.75%
	25回 (24年)	6.50%	5.94%	5.41%	4.91%	4.43%	3.98%	3.55%	3.14%	2.76%
	30回 (29年)	6.50%	6.04%	5.60%	5.18%	4.77%	4.38%	4.01%	3.65%	3.31%

経過年数：10年以上20年未満

経過年数	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
受取回数 (保険期間)	15回 (14年)	0.30%	0.13%	0.03%	0.00%	—	—	—	—	—
	20回 (19年)	1.12%	0.86%	0.63%	0.43%	0.28%	0.15%	0.07%	0.01%	0.00%
	25回 (24年)	2.07%	1.76%	1.48%	1.22%	0.99%	0.78%	0.60%	0.44%	0.30%
	30回 (29年)	2.68%	2.39%	2.12%	1.86%	1.62%	1.40%	1.19%	1.00%	0.82%

経過年数：20年以上29年未満

経過年数	20年以上 21年未満	21年以上 22年未満	22年以上 23年未満	23年以上 24年未満	24年以上 25年未満	25年以上 26年未満	26年以上 27年未満	27年以上 28年未満	28年以上 29年未満
受取回数 (保険期間)	25回 (24年)	0.11%	0.04%	0.01%	0.00%	—	—	—	—
	30回 (29年)	0.53%	0.40%	0.29%	0.20%	0.13%	0.07%	0.03%	0.00%

▶ 次ページへ

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。
TTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「生存給付金等の円貨支払特約」の為替レート	TTM-50銭
「円貨支払特約」の為替レート	TTM-50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
$(\text{払込通貨のTTM}-25\text{銭}) \div (\text{指定通貨のTTM}+25\text{銭})$

*上記の為替レートは、2020年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取り扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、生存給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合などのリスクについて(損失が生じるおそれ)

- 市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返還金額や遺族年金の一括受取金額などに反映させるための市場価格調整を行います。また、解約・減額する場合や遺族年金を一括で受け取る場合に解約控除がかかります。
- これにより、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や「死亡保険金、遺族年金、遺族年金の一括受取金、およびそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

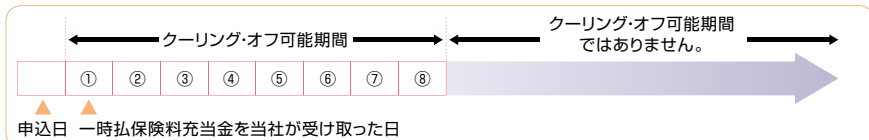
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や、「お受け取りいただいた生存給付金および満期保険金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申し込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申し込みの撤回など」といいます。



- お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。郵便（はがき、封書）※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

＜送り先＞ 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

- 書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申し込みの撤回などをする旨	私は契約の申し込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 ＊フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市×1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○（米ドル・豪ドル・円）
ご本人名義の返金口座※4	○○銀行○○支店 預金種類1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

- クーリング・オフのお申し出をされた場合のご返金は、保険会社へ保険料としてお払込みいただいた通貨となります。

- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。

くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※5	円貨※6	円貨※7
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※8	外貨※9

※5 「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。

※6 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※7 円貨でお払込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※8 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※9 外貨でお払込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損（益）

※「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払込みいただいた通貨でお返しいたします。

- すでに生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を当社へ全額返還いただきます。また、すでにお申込者などに生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いてお申込者などにお返しいたします。

告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申し込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取り扱いとなります。

ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります

- 積立利率は、通貨および保険期間ごとに、金利スワップレートを参考にして、毎月2回（1日と16日）設定されます。

- お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

積立利率は、受取回数（保険期間）ごとに、各通貨の金利スワップレートを参考にして指標金利を定めます。▶P18

その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.5%を加えた率を上限、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた率から、保険契約の締結・維持などに必要な費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申し込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

死亡保険金・遺族年金および生存給付金・満期保険金をお支払いできない場合があります

- 死亡保険金・遺族年金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人（遺族年金受取人）が故意に被保険者を死亡させたときなど**）

- 重大事由によりご契約が解除となった場合（**ご契約者、被保険者または各受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金・遺族年金を詐取る目的で事故を起こしたときなど**）

- 死亡保険金・遺族年金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効となった場合

- ご契約の締結に際し詐欺があったため、ご契約が取消しとなった場合

「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額や遺族年金の一括受取金額はつぎの影響をうけます。

- ①市場価格調整 ②解約控除 ③円貨に換算した金額は解約などの際の為替レート
解約返還金額などの計算方法などくわしくは▶P22-23をご参照ください。

この保険には為替リスクがあります

- くわしくは▶P26をご参照ください。

なお、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や、「お受け取りいただいた生存給付金および満期保険金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合もあります。

10 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申し込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取り扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取り扱いに制限を受けることがあります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 生存給付金受取人(満期保険金受取人)または死亡保険金受取人(遺族年金受取人)が死亡された場合、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないうえにありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

15 ご加入の生命保険に関する手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからの申し出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

16 税務のお取り扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2020年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

外貨建の保険契約のお取り扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取り扱いとなります。
- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *「生存給付金等の円貨支払特約」または「円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、生存給付金、死亡保険金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場中値)
生存 給付金	所得税(雑所得)となる場合	契約日および 毎年の契約応当日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場中値)
	贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
満期 保険金	所得税(雑所得)となる場合	保険期間満了日の翌日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場中値)
	源泉分離課税・贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
死亡 保険金	所得税(一時所得)となる場合	支払事由発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場中値)
	相続税・贈与税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
遺族年金		毎年の契約応当日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場中値)
解約 返還金	所得税(一時所得)となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場中値)
	源泉分離課税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
遺族年金の一括受取金		一括払請求日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場中値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

- お申込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。
介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、生存給付金受取人・死亡保険金受取人などのすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

■ 生存給付金受取時の課税

契約形態	課税の種類
契約者と生存給付金受取人が別人 (生前贈与プラン)	贈与税
契約者と生存給付金受取人が同一人 (自分年金プラン)	所得税(雑所得※1)+住民税

※1 生存給付金額から必要経費※2を差し引いた金額が、課税対象となります。

※2 必要経費は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{生存給付金額} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金総額} + \text{満期保険金}} \right) \quad \text{*必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。}$$

【ご参考①】 自分年金プラン、生存給付金受取時の雑所得金額の計算例

【例】一時払保険料の円換算額1,500万円、生存給付金の円換算額160万円、受取回数10回(生存給付金9回+満期保険金)の場合

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{生存給付金額} - \text{必要経費} \\ &= 1,600,000\text{円} - 1,504,000\text{円} \\ &= 96,000\text{円} \\ \text{必要経費} &= 1,600,000\text{円} \times \text{必要経費率} \left(= \frac{1,500\text{万円}}{160\text{万円} \times 9\text{回} + 160\text{万円}} \right) \\ &= 1,504,000\text{円} \quad \rightarrow 0.94 \end{aligned}$$

■ 「生存給付金・満期保険金の上限額」超過分受取時の差益に対する課税 (生前贈与プランの契約者に対して課税されます)

項 目		課税の種類
生存給付金		所得税(雑所得※3)+住民税
満期保険金	受取回数5回 (保険期間4年)	20.315%源泉分離課税
	上記以外	所得税(雑所得※3)+住民税

※3 「生存給付金・満期保険金の上限額」超過金額から必要経費※4を差し引いた金額が、課税対象となります。

※4 必要経費は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{超過額} \times \text{必要経費率(上記※2の必要経費率と同じ)}$$

【ご参考②】 生前贈与プラン、「生存給付金・満期保険金の上限額」超過分受取時の雑所得金額の計算例

【例】一時払保険料の円換算額、生存給付金の円換算額、および受取回数の前提条件は【ご参考①】と同じ、指定上限額を110万円に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{超過額(生存給付金の円換算額160万円} - 110\text{万円)} - \text{必要経費} \\ &= 500,000\text{円} - 470,000\text{円} \\ &= 30,000\text{円} \\ \text{必要経費} &= 500,000\text{円} \times 0.94(\text{【ご参考①】の必要経費率と同じ}) \\ &= 470,000\text{円} \end{aligned}$$

■ 満期保険金受取時の課税

契約形態	受取回数5回(保険期間4年)	左記以外
契約者と生存給付金受取人が別人 (生前贈与プラン)	贈与税	
契約者と生存給付金受取人が同一人 (自分年金プラン)	20.315%源泉分離課税※5	所得税(雑所得※5)+住民税

※5 満期保険金額から、一時払保険料等(それまでに受け取った生存給付金額の必要経費相当額を差し引きます)を差し引いた金額が課税対象となります。

■ 解約・減額時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※6)+住民税

■ 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※6)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

■ 遺族年金受取時の課税

課税の種類
所得税(雑所得)+住民税

*契約者と遺族年金受取人が異なる場合、初回の遺族年金は非課税、2回目以降は遺族年金のうち一部が課税対象となります。

*契約者と被保険者が同一人かつ遺族年金受取人が別人の場合、遺族年金の支払事由の発生時に別途、年金受給権の評価額が相続税の対象となります。なお、この評価額に対しても、遺族年金受取人が相続人である場合、上述の「相続税法第12条」が適用されます。

*契約者、被保険者、遺族年金受取人がそれぞれ別人の場合、遺族年金の支払事由の発生時に別途、年金受給権の評価額が贈与税の対象となります。

■ 遺族年金の一括受取時の差益に対する課税

課税の種類
所得税(一時所得※6)+住民税

※6 一時所得の課税

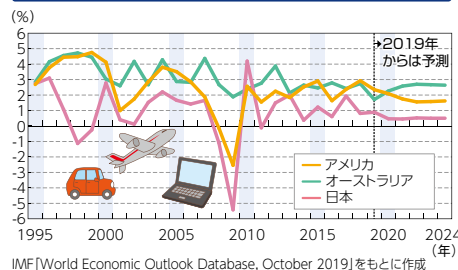
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入(受取額)} - \text{必要経費} - \text{特別控除(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

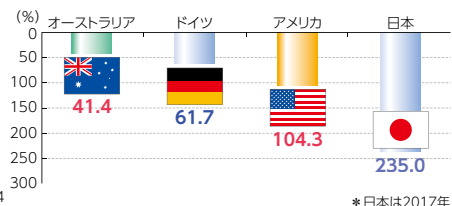
アメリカ・オーストラリアの魅力

日本より高い経済成長率(日本との比較)



比較的良好な財政状況

政府債務残高の各国GDP比(2018年)

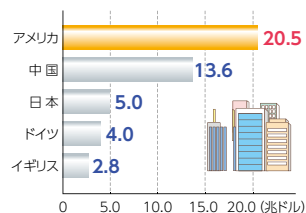


IMF [World Economic Outlook Database, October 2019] をもとに作成

アメリカ(米ドル)

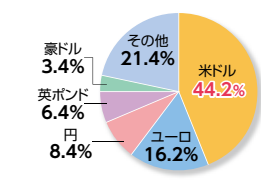
世界一の経済大国

名目GDP(2018年)



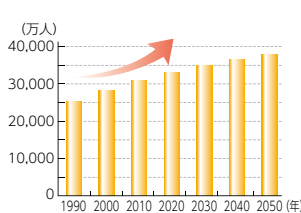
世界の基軸通貨

外国為替市場に占める取引高比率(2019年4月)



今後も人口増加の見込み

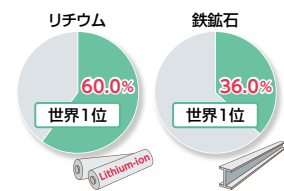
人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



オーストラリア(豪ドル)

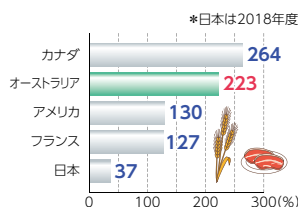
豊富な天然資源

主な鉱物資源生産世界シェア(2018年)



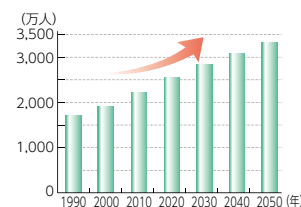
高い食料自給率

食料自給率(カロリーベース)(2013年)



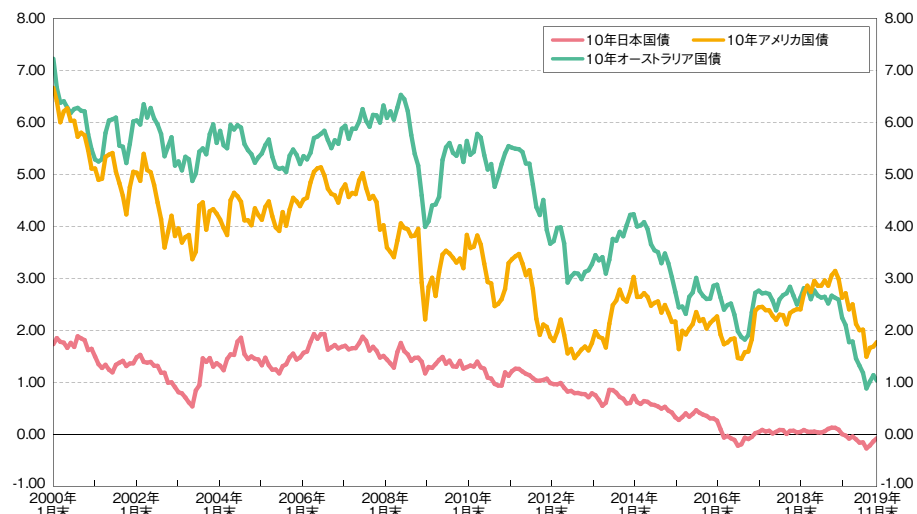
今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



各国の10年国債利回りの推移(2000年1月~2019年11月末)

(単位: %)



為替レートの推移(2000年1月~2019年11月末)

(単位: 円)

